

## 第2章 みどりづくりの施策

### 1 計画と施策の体系

みどりの基本理念を踏まえた施策の展開を体系として整理し、以下に示します。  
 また、国が定めた緑の基本方針では、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」、「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」、「Well-being が実感できる水と緑豊かな都市」の実現を目指すこととしています。  
 本計画の施策はこれらを実現するための柱として「1.海と大地のみどりを守る」、「2.まちのみどりを創る・活かす」、「3.みんなで取り組む」を掲げています。

施策の柱	施策の方向	施策方針	個別施策	施策
1. 海と大地のみどりを守る	(1) 海の保全・活用軸における保全	海沿いのみどりを守る	自然海岸の保全	1-1
			海岸林・断崖地植生等の保全	1-2
			海浜動植物の保全対策の推進	1-3
			干潟・藻場の保全 ～ブルーカーボンの取組推進～	1-4
			海辺の活用と利用調整	1-5
			海岸美化の推進	1-6
			海岸景観への配慮	1-7
	(2) 大地の連携軸における保全	谷戸と里山林を守る	小網代の森の保全・活用	1-8
			谷戸・里山林等の連続性の確保	1-9
			樹林地の保全制度の活用	1-10
			社寺林等の保全	1-11
		農地を守る	市民協働による谷戸・里山林の維持管理	1-12
			多自然川づくりの推進	1-13
			農地の保全・活用	1-14
			生産緑地地区の保全 農の景観への配慮	1-15 1-16
	(3) 街の緑化軸における保全	市街地のみどりを守る	まちなかの斜面樹林等の保全	1-17
		みどりを復元する	まちなかの樹木の保全	1-18
			開発時のみどりの整備及び保存	1-19
	(4) 生物種の保全	生息情報を充実する	生物多様性に関する普及啓発	1-20
			現存植生図の充実と活用	1-21
			動植物生息調査と情報の蓄積	1-22
		動植物を守る	外来種対策の推進	1-23

施策の柱	施策の方向	施策方針	個別施策	施策
2. まちのみどりを創る・活かす	(1) 公園を創る・活かす	公園を整備・維持管理する	身近な公園の整備・維持管理	2-1
			多くの人が集まる公園の整備・維持管理	2-2
			風致公園の整備・維持管理	2-3
			歴史公園の整備・維持管理	2-4
			三浦半島国営公園の設置推進	2-5
			都市緑地の保全	2-6
			公園の適切な維持管理と再整備	2-7
		公園を活かす	公園の魅力を活かすパークマネジメントの推進	2-8
			ユニバーサルデザインの公園づくり	2-9
			防災・防犯に配慮した公園づくり	2-10
			景観や生きものに配慮した公園づくり	2-11
	(2) まちのみどりを創る・活かす	フラワーロードづくりを進める	フラワーロードの推進	2-12
			道路緑化の推進	2-13
			遊歩道、散策ルートづくりの推進	2-14
			駅周辺の緑化推進	2-15
			まちづくりにおける緑地整備の促進	2-16
		みどりのまちづくりを進める	公共施設緑地の整備・活用	2-17
			主要公共施設の緑化推進	2-18
			グリーンインフラの取組推進	2-19
			まちなかのオープンスペースづくり	2-20
(3) 民有地のみどりを創る・活かす	みどりの地域づくりを進める	まちづくり条例に基づく緑地整備	2-21	
		三浦市に適している樹木の推奨	2-22	
	多様な緑化を推進する	生物多様性に配慮した緑化の推進	2-23	
		フラワーポット等による緑化の推進	2-24	

施策の柱	施策の方向	施策方針	個別施策	施策
3. みんなで取り組む	(1) 連携を強化する	市民と行政の連携を強化する	緑の市民会議の開催	3-1
			みどりの活動団体等の支援・育成	3-2
		関係機関との連携を強化する	学校との連携の推進	3-3
			関係機関との連携と事業の推進	3-4
	(2) 普及・啓発を進める	みどりの魅力をPRする	エコツーリズムの推進	3-5
			広報・ホームページの活用	3-6
			各種媒体を用いた情報提供	3-7
		みどりに親しむ活動を進める	子どもたちとの活動の推進	3-8
			緑化教育の推進	3-9
			クリーンアッププロジェクトの推進	3-10
			コンクール・表彰等の検討	3-11
			市の木、市の花、市の鳥の普及	3-12
			緑化推奨木の普及	3-13
	(3) 制度を充実する	支援制度の充実を図る	市民協働の活動支援	3-14
			みどりに関する財源の確保	3-15
		基金を活用する	みどり基金の充実	3-16
			条例の充実を図る	3-17

## 2 海と大地のみどりを守る

### (1) 海の保全・活用軸における保全

#### 【施策方針】

#### 海沿いのみどりを守る

#### 【個別施策】

##### 自然海岸の保全（ 1-1 ）

- ・ 湾や入江、岬、砂浜、干潟、岩礁等、多様な景観を有する自然海岸については、東京湾沿岸海岸保全基本計画及び相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。



宮川湾

##### 海岸林・断崖地植生等の保全（ 1-2 ）

- ・ 海岸に面した急斜面地等に生育している貴重な自然植生及び常緑広葉樹二次林については、自然景観や生態的な連続性を確保するよう、風致地区や近郊緑地保全区域、自然環境保全地域の指定継続により保全を図ります。

##### 海浜動植物の保全対策の推進（ 1-3 ）

- ・ 砂浜や岩礁地帯にみられる多様な海浜動植物については、市民団体等との情報共有や関係機関との連携を図りながら保全を図ります。
- ・ 砂浜への自動車等の乗り入れ禁止や、保全上の必要性が特に高い群落への立ち入り規制等、ルールづくりとその周知について関係機関と連携して検討します。



ハマヒルガオ

◆干潟・藻場の保全 ～ブルーカーボンの取組推進～（ 1-4 ）

- ・ 江奈湾、昆沙門湾、小網代湾にみられる県内でも数少ない干潟や藻場については、海洋生物の生息場所や産卵場所等として重要なことから、市民団体による保全活動の支援や関係機関と連携を図りながら適切な保全を図ります。
- ・ 干潟や藻場は「ブルーカーボン生態系」と呼ばれ、光合成によりCO<sub>2</sub>を取り込み、その後、海底や深海に蓄積させる役割を果たしています。地球温暖化対策の一つである「ブルーカーボン」の取組を、三浦半島4市1町で連携しながら進めていきます。



小網代の干潟

海辺の活用と利用調整（ 1-5 ）

- ・ 海水浴や磯遊び、海釣り等の海浜レジャーとしての利用を図りつつ、過度なものとならないよう、利用者や関係機関と協力しながら、ルールづくりやその周知等について検討します。
- ・ 市民団体の行う自然観察会等を支援し、自然学習の場として海辺の活用を図ります。
- ・ 関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）については、自然観察や散策の拠点施設として、巡視作業活動の支援等を継続的に実施するなど、関係機関と連携を図りながら維持・保全を図ります。



黒崎の鼻での自然観察会

海岸美化の推進（ 1-6 ）

- ・ 海岸利用によって発生するごみの散乱を防止するため、持ち帰りの推進等マナー向上の周知と、市民や事業者、海岸利用者等の取り組む清掃活動に対する支援を図ります。
- ・ 海岸美化の推進について（財）かながわ海岸美化財団等関係団体との連携を図ります。



クリーンアップ三浦 諸磯

### 海岸景観への配慮（ 1-7）

- ・三浦市景観計画に基づき、本市の特徴的な自然海岸の景観保全を図るとともに、漁港機能を活かした人工的な海の部分を適切に保全し、落ち着きある海の景観を創造します。
- ・新たな景観を創造する際には、周辺の景観特性に配慮し調和を図ります。
- ・空と海への眺望の維持・保全に配慮します。
- ・海岸について施設整備を実施する場合は、海岸景観形成ガイドライン及び東京湾沿岸海岸保全基本計画並びに相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、適切に海岸景観が形成されるよう、関係機関と連携を図りながら維持・保全を図ります。
- ・三浦海岸、北下浦漁港（上宮田地区）、三崎漁港、金田漁港、間口漁港（江奈地区）は、景観重要公共施設に指定しており、周辺の自然環境に配慮し調和のとれたものとなるよう、良好な景観の保全を図ります。



三浦海岸



三崎漁港



## みどりのコラム 三浦市の海浜植物

本市は、高い山こそありませんが、入り組んだ山や谷、変化に富んだ海岸線を持ち、多くの植物が生育しています。その植物相の大きな特色は海浜植物が豊富なことです。

三浦海岸、三戸海岸のような砂浜、黒崎や城ヶ島、毘沙門、雨崎、劔崎のような磯、小網代湾や江奈湾のような干潟といった海岸の多様な姿がみられます。海浜植物には美しい花を持つものも多く、親しみやすいものです。ここでは、海浜植物の一部をご紹介します。



ツワブキ



ハマユウ



イソギク



ハマゴウ



ソナレマツムシソウ



スナビキソウ

強い日射しや強風、潮風など海岸特有の厳しい環境条件の中で、海浜植物たちはどのように生活しているのでしょうか。海浜植物たちの観察を通して、自然な海岸の大切さについて考えてみましょう！

資料：三浦の文化財第11集「海辺の植物」を参考に作成

## (2) 大地の連携軸における保全

### 【施策方針】

### 谷戸と里山林を守る

### 【個別施策】

#### 小網代の森の保全・活用（ 1-8 ）

- ・小網代の森は、関東地方で唯一、森林、湿地、干潟及び海が連続して残されている自然域において形成された、希少種を含む流域生態系です。県の近郊緑地特別保全地区の指定継続により保全を図ります。
- ・今後も、順応的な管理を進める「小網代の森保全管理・活用計画」等に基づく保全・管理事業を、神奈川県、三浦市、（公財）かながわトラストみどり



小網代の森

財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議が連携しながら進めます。

- ・三浦市民交流センターに設置した小網代の森インフォメーションスペースについては、自然観察や環境学習など自然との関わりを学べる場として活用を推進します。

#### 谷戸・里山林等の連続性の確保（ 1-9 ）

- ・谷戸の斜面樹林やまとまった里山林等については、樹林が連続的に残されるよう、近郊緑地保全区域・風致地区等の指定継続により保全を図ります。



毘沙門湾と斜面樹林

### 樹林地の保全制度の活用（ 1-10）

- ・保全措置の図られていない、斜面樹林や里山林については、三浦市みどりの条例に基づく「保全配慮区域及び緑の保護地区」、都市緑地法第55条に基づく「市民緑地制度」等による保全や市民協働による維持管理を検討します。
- ・規制等による保全が困難な優良な緑地を保全するため、「かながわトラストみどり基金」を活用した緑地の買入れや、身近なみどりを守り、次の世代に引き継いでいく「かながわのナショナルトラスト運動」等を、県や関係機関との協力のもとで推進します。

### 社寺林等の保全（ 1-11）

- ・社寺林は、代々受け継がれてきた重要性の高いみどりとして、市民の協力を得ながら適切に保全を図ります。
- ・三浦七福神巡りや花の寺づくりを進めている社寺等については、景観・観光資源として活用を図ります。

### 市民協働による谷戸・里山林の維持管理（ 1-12）

- ・住民や団体等による谷戸・里山林などの保全活動を支援します。
- ・緑地の維持保全にあたっては、緑地の特性に応じて、三浦市みどりの条例に基づく「緑の保護地区及び保護樹木」や、県の「自然保護奨励金制度」等の有効活用を図ります。
- ・全国的に被害が広がっているナラ枯れや松枯れ等への適切な対応を進めるとともに、適切な管理によるみどりの質の向上を図ります。



保護樹木 延寿寺のナギ

### 多自然川づくりの推進（ 1-13）

- ・市内の河川は市が管理する小規模な河川のみとなっており、これらの河川改修を実施する場合は、周辺の自然環境に応じて、国の「多自然川づくり基本指針」等を踏まえつつ、自然的な景観や生物多様性等へ配慮した多自然川づくりに努めます。



## みどりのコラム 「小網代の森」を次の世代へ

小網代の森は、本市の中央部に位置する相模湾に面した約70haの森です。

森の中央を流れる「浦の川」の流域として、森林、湿地、干潟及び海までが連続して残されている、関東地方で唯一の自然環境とされています。

小網代の森とその周辺地域にはかつて大規模な開発計画がありましたが、源流から干潟まで連続して残されている貴重な自然が再認識され、小網代の森を保全していくことになりました。平成17(2005)年には「近郊緑地保全区域」、さらに平成23(2011)年には「近郊緑地特別保全地区」に指定され、保全が図られています。また、平成23(2011)年からは散策路等の整備が進められ、平成26(2014)年から一般開放、環境学習の場としても活用されることになりました。

森、川、海をつながりが必要なアカテガニをはじめとして、2,000種とも言われる多くの生きものが棲んでいます。神奈川県、三浦市、(公財)かながわトラスみどり財団、NPO法人小網代野外活動調整会議が連携し、管理するとともに、地域住民や多くの市民、企業等と手を携えながら、地域の宝として小網代の森を次世代に引き継いでいく必要があります。



相模湾へとつながる小網代の森



ハマカンゾウの咲くエノキテラス



小網代の森のシンボル アカテガニ



小網代の干潟



小網代の森散策



春のエノキテラス周辺

## 【施策方針】

## 農地を守る

## 【個別施策】

## 農地の保全・活用（ 1-14 ）

- ・本市の「資産」である農業生産を通じて、生物多様性の確保・環境保全等の多様な機能を発揮している優良農地を保全するとともに、農地と集落地が共生した土地利用を図ります。
- ・土地改良事業の計画策定の際には、斜面樹林や湧水、小河川等周辺の自然環境及び生態系の保全に配慮するよう関係機関等に要請します。
- ・観光農園や農業イベントなどを通じて、身近な自然とのふれあいの場や交流の場として活用を図ります。
- ・雨水の涵養等においても重要な役割を果たしており、浸水被害を抑制する重要なグリーンインフラとして保全に努めます。



三戸の農地

## 生産緑地地区の保全（ 1-15 ）

- ・市街化区域内における農地等の持つ多様な機能を維持するため、原則として、生産緑地地区の指定を継続し、良好な都市環境と生活環境の確保を図ります。
- ・農業経営の安定化につながる農業振興施策と連携し、生産緑地地区の保全に努めます。

## 農の景観への配慮（ 1-16 ）

- ・三浦市景観計画に基づき、露地野菜の広々とした農地や段丘崖の斜面林などによって形成される本市の特徴となる農の景観の保全を図ります。
- ・景観形成上の重要性や農業振興上の必要性を十分に勘案しながら農地の所有者や農業従事者、市民等の意見を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



三戸の大根畑

## (3) 街の緑化軸における保全

### 【施策方針】

### 市街地のみどりを守る

#### 【個別施策】

##### まちなかの斜面樹林等の保全（ 1-17）

- ・市街地内の斜面樹林等は、がけ崩れ等の災害防止、自然環境、景観形成上も重要な役割を持つみどりとして、樹林地の保全制度を維持・活用し保全を図ります。

##### まちなかの樹木の保全（ 1-18）

- ・郷土を代表する樹木については、地域の歴史を語る貴重なみどりとして、保護樹木への指定を推進し、保全を図ります。
- ・現在指定している保護樹木については、樹木診断等の実施を支援します。
- ・保護樹木や景観上特に重要な樹木については、三浦市景観計画に基づく景観重要樹木として指定を進めます。



保護樹木 諏訪神社ホルトノキ

### 【施策方針】

### みどりを復元する

#### 【個別施策】

##### 開発時のみどりの整備及び保存（ 1-19）

- ・開発事業については、事業者は、三浦市まちづくり条例に基づき、事業者と協議し、植栽地の整備や既存の植生の保存を図ります。
- ・整備及び保存された緑地について、緑の保護地区等の緑地指定や緑地協定の締結等を推進します。

## (4) 生物種の保全

### 【施策方針】

#### 生息情報を充実する

### 【個別施策】

#### 生物多様性に関する普及啓発（1-20）

- ・身近に生息・生育する生きものや、公園に植えられた樹木や草花の名前など、みどり・生きものに関する情報発信を進め、みどりと生物多様性の保全に関する意識を醸成していきます。
- ・昆明・モンテリオール生物多様性枠組において、令和12(2030)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標を「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」といいます。この「目標」について、民間の取組等によって生物多様性が図られている区域である「自然共生サイト」の認定などの検討に努めます。

#### 現存植生図の充実と活用（1-21）

- ・現存植生図は、市民の協力を得ながら定期的に更新するとともに、開発事業の事前協議において有効に活用し、貴重な植物群落の保護に努めます。

#### 動植物生息調査と情報の蓄積（1-22）

- ・動植物の保護対策のため、市内の動植物情報を蓄積し、その活用に努めます。
- ・調査にあたっては、自然観察会等の機会や生きもの調査アプリ等を活用し、市民等の協力を得ながら、取組を進めます。

### 【施策方針】

#### 動植物を守る

### 【個別施策】

#### 外来種対策の推進（1-23）

- ・生態系等に被害を及ぼす外来種の分布拡大などの課題に対応し、関係機関と連携しつつ、分布状況等を確認しながら必要に応じて取組を進めます。
- ・特定外来生物に指定されているアライグマによる生活被害や農作物被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減するため、神奈川県「アライグマ防除実施計画」に基づき関係機関と連携して捕獲などの防除活動を継続していきます。



アライグマ

- ・ 同じく特定外来生物に指定されているクリハラリス( タイワンリス )についても、関係機関と連携して捕獲などの防除活動を継続していきます。



クリハラリス( タイワンリス )



## みどりのコラム 生物多様性とは？

「生物多様性」という言葉を聞いたことがありますか？「生物多様性」とは、生きものたちの「豊かな個性」と「つながり」のことです。地球上の生きものはおよそ 45 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的又は間接的に関係性をもって生きています。

生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

### 生態系の多様性

大気、水、土壌といった環境要素が相互に関わりながら、森林や里山、河川、海といった環境のまとまり(生態系)が多様に存在することです。



### 種の多様性

動植物から細菌などの微生物に至るまで様々な生きものが存在し、気候などの環境条件により多種多様な生きものが育まれることです。



### 遺伝子の多様性

同じ種でも形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあります。



私たち人類も生きものであり、生物多様性の中で他のたくさんの生きものとともに、関わりあいながら生きています。例えば、私たちに欠かせない酸素は、植物の光合成により生成されています。また、植物による二酸化炭素の吸収や蒸散は、気温の調節にも寄与しています。このように、私たちは暮らしの中で、様々な生物多様性のめぐみを受け取っており、生物多様性は、私たちのいのちと暮らしを支えています。自分たちや将来の世代のためにも、生物多様性を守り、持続的に利用していく必要があります。

### 3 まちのみどりを創る・活かす

#### (1) 公園を創る・活かす

##### 【施策方針】

#### 公園を整備・維持管理する

##### 【個別施策】

##### 身近な公園の整備・維持管理（ 2-1 ）

- ・街区公園については、市民に最も身近な公園として、市街化区域内の各所で利用しやすいようバランスの良い配置を図ります。
- ・住宅の整備を目的とした開発事業が行われる場合は、三浦市まちづくり条例に基づき、開発事業区域の面積に応じた公園の創出を図ります。
- ・特に公園・緑地が不足する地区については、市民緑地認定制度等を活用し、新たな緑地の確保を検討します。
- ・城ヶ島灯台と一体的に設置されている城ヶ島灯台公園については、観光の中心的な施設として再整備や緑化等に努めます。

##### 多くの人が集まる公園の整備・維持管理（ 2-2 ）

- ・宮川公園は、風車と宮川湾の眺望を楽しめる、市民の憩いの場として拡張整備に取り組みます。
- ・小松ヶ池公園は、地区公園として拡張整備を検討し、都市の中の水とみどりのふれあいの場として、市民協働により公園づくりを進めます。
- ・小松ヶ池公園の整備にあたっては、水辺や生物の生息環境の維持と早咲きで知られ



三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）

- る河津桜の植栽等による、まちおこしの拠点として、関係団体との調整を図りながら整備方策の検討を進めます。
- ・小松ヶ池公園は、三浦市景観計画における景観重要公共施設に指定していることから、公園内の樹木及び植栽の保全に努めます。
- ・三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）は、防災活動の中心的な公園として、災害発生時の防災拠点として機能するように、防災施設や防災機能の充実を検討するとともに、スポーツレクリエーション拠点として、拡張整備に取り組みます。

### 風致公園の整備・維持管理（ 2-3 ）

- ・ 県立城ヶ島公園は、海を見渡すことのできる雄大な景観と、海浜植物や野鳥が生息する貴重な自然海岸を含んだ自然環境が特徴であり、景観や自然環境の保全等に配慮した公園の維持管理がされるよう関係機関に働きかけます。
- ・ 城ヶ島のウミウ・ヒメウ及びクロサギの生息地(県指定天然記念物)は、文化財、天然記念物として維持管理がされるよう、関係機関に働きかけます。
- ・ 油壺公園は、引き続き適切な維持を図ります。
- ・ (仮称) 劔崎公園は、灯台と一体となった、東京湾と相模湾が眺望できる公園として、整備を検討します。



馬の背洞門

### 歴史公園の整備・維持管理（ 2-4 ）

- ・ (仮称) 赤坂歴史公園は、国史跡指定地の拡大の調整と併せ、新規に整備を図ります。

### 三浦半島国営公園の設置推進（ 2-5 ）

- ・ 「三浦半島国営公園」の誘致実現に向け、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」の活動に参加し、神奈川県や関係市町等と連携しながら、イベントの開催や要望活動を行います。

### 都市緑地の保全（ 2-6 ）

- ・ 引き続き郷戸緑地、名向崎緑地の維持・保全を図ります。

### 公園の適切な維持管理と再整備（ 2-7 ）

- ・ 誰もが安心して利用できる施設の整備や、老朽化した施設の更新を計画的に進めるため、三浦市公園長寿命化計画の策定とそれに基づく維持管理に取り組みます。
- ・ 防災上の観点から、災害時の避難拠点となる公園の維持や安全性を優先した管理に取り組みます。



三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）

## 【施策方針】

## 公園を活かす

## 【個別施策】

## 公園の魅力を活かすパークマネジメントの推進（ 2-8 ）

- 公園の美化など自主管理を実施する公園管理団体の活動をサポートし、市民協働による維持管理活動を継続します。
- 子どもや高齢者など、人と人との交流を生み出す仕組みづくりや多様なニーズに対応し、公園の魅力を活かしていくため、整備や活用にパークマネジメントの視点を取り入れます。



三浦海岸桜まつり（小松ヶ池公園付近）

- 必要に応じて、Park-PFI や指定管理者制度等を活用し、民間事業者等と連携しながら、質の高いサービスの実現や公園の利活用を促進します。

## ユニバーサルデザインの公園づくり（ 2-9 ）

- 公園の新設やリニューアルに際しては、高齢者から子どもや障がい者を含め誰もが気軽に利用できる公園施設づくりをめざし、ユニバーサルデザインを考慮した公園づくりを推進します。
- 性別や年齢、国籍、障がいの有無を問わず、誰もが利用できるインクルーシブ公園としての整備についても検討します。



インクルーシブ遊具（イメージ）

## 防災・防犯に配慮した公園づくり（ 2-10 ）

- 公園や道路、市街地内及びその周辺の農地等は、火災時の延焼遮断のほか、災害時には避難地として活用できることから、防災空間としての確保を図ります。
- 公園の新設やリニューアルに際しては、災害発生時に有効に機能するよう、食料や防災用品等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置等防災機能の強化を検討します。
- 公園内の防犯の観点から、接道部からの見通しの確保に配慮するとともに、防犯灯の設置等を検討します。

## 景観や生きものに配慮した公園づくり（ 2-11 ）

- 公園の新設やリニューアルに際しては積極的な緑化に努めるとともに、市街地内における生物の移動・生息の拠点として機能するよう、郷土の植生の再生、花や実のなる樹木の植栽等、景観や生きものに配慮した公園整備を検討します。

## (2) まちのみどりを創る・活かす

### 【施策方針】

### フラワーロードづくりを進める

#### 【個別施策】

##### フラワーロードの推進 ( 2-12 )

- ・緑化の推進を図るため、三浦市花とみどりモデル事業を通して、市内の緑化推進を行う同好会等への支援を行います。
- ・幹線道路沿道での取組を継続し、フラワーロードの全市的なネットワーク化を図ります。

##### 道路緑化の推進 ( 2-13 )

- ・三浦市花とみどりモデル事業と併せて、市街地内の幹線市道沿いの緑化を推進します。
- ・三浦市景観計画において景観重要公共施設に指定している市道 310-3 号 (河津桜並木道) については、早咲きで知られる河津桜と菜の花が同時に咲き並び、色とりどりの景色を楽しめる道路であることから、街路樹及び植栽の保全に努め、現在の良好な景観の維持・向上を図ります。
- ・三浦市景観計画において景観重要公共施設に指定している国道 134 号等の道路については、周辺の自然環境に配慮し調和のとれたものとなるよう、良好な景観の保全を図ります。



河津桜並木道

##### 遊歩道、散策ルートづくりの推進 ( 2-14 )

- ・三浦半島の先端部の海岸沿いを歩く三浦・岩礁のみちや入江と丘陵地帯を見ながら歩く油壺・入江のみちなどが設定されている関東ふれあいの道 (首都圏自然歩道) の PR に引き続き努めるとともに、定期的な巡視活動の支援等の継続を図ります。



関東ふれあいの道

##### 駅周辺の緑化推進 ( 2-15 )

- ・駅前広場等は、多くの人に常に利用され、また市外から訪れる人を迎える場所であることから、三浦市花とみどりモデル事業による緑化を引き続き推進します。

## 【施策方針】

## みどりのまちづくりを進める

## 【個別施策】

## まちづくりにおける緑地整備の促進（ 2-16）

- ・引橋や城ヶ島西部などまちづくりが進行している地区については、法令に定められた基準に従いみどりを計画的に確保します。
- ・新市庁舎の整備にあたっては、小網代の森から新市庁舎敷地までのみどりの連続性を確保するため、敷地内や屋上など多くの人が集い交流するオープンスペースの緑化を図るとともに、既存緑地の保全等に取り組みます。

## 公共施設緑地の整備・活用（ 2-17）

- ・公共施設緑地を引き続き確保し、施設の活用を図ります。



公共施設緑地（二町谷北公園）

## 主要公共施設の緑化推進（ 2-18）

- ・公共公益施設敷地内については、緑化の維持・保全、さらなる緑化推進を図ります。
- ・公共施設の新設や再整備に際しては、三浦市まちづくり条例の緑化基準に基づく適切な緑化を推進します。
- ・公共施設の緑化にあたっては、生垣等による接道部緑化を基本としながら、花壇等による緑化を図るとともに、さらに緑化スペースを確保する場合は壁面緑化等についても検討します。
- ・身近な公共施設について、市民の利用できる花壇の確保等、みどりのまちづくりへの活用を検討します。

## グリーンインフラの取組推進（ 2-19）

- ・道路や公園、市街地内及びその周辺の農地等は、火災時の延焼遮断のほか、災害時には避難地として活用できることから、防災空間としての確保を図ります。
- ・農地は、農業生産・都市住民との交流等の多様な機能を発揮している場として、保全・活用を図ります。

## まちなかのオープンスペースづくり（ 2-20）

- ・公園・緑地が不足する地区については、市民緑地認定制度等を活用し、新たな緑地の確保を検討します。

### (3) 民有地のみどりを創る・活かす

#### 【施策方針】

#### みどりの地域づくりを進める

#### 【個別施策】

##### まちづくり条例に基づく緑地整備 ( 2-21 )

- ・ 開発により新規に住宅地整備等が実施される地区については、計画的な民有地緑化の推進を図ります。

#### 【施策方針】

#### 多様な緑化を推進する

#### 【個別施策】

##### 三浦市に適している樹木の推奨 ( 2-22 )

- ・ 緑化の推進にあたっては、「三浦市に適している樹木」について普及を図り、郷土に適したみどりが形成されるよう市民に対して周知を図ります。



ヤブツバキ

##### 生物多様性に配慮した緑化の推進 ( 2-23 )

- ・ 本市に適したみどりを広げるとともに、地域における生物多様性の回復につながるみどりの創出を図っていくため、まちづくり条例や風致地区条例などで対象となる行為（公園の整備、建築物の新築、増築、改築又は移転、土地の形質の変更など）の際に、「三浦市に適している樹木」の活用を誘導していきます。
- ・ 各種機関による生物多様性・緑化に関する情報の提供を進め、生物多様性に配慮した緑化を促します。

##### フラワーポット等による緑化の推進 ( 2-24 )

- ・ 三浦海岸駅周辺や三崎上町地区の商業地等、人が集まる地区で緑化スペースの確保が困難な場合には、フラワーポットやハンギングバスケット等によるスポット的な緑化や壁面緑化に努め、にぎやかでいどりのある市街地景観の形成を図ります。



### みどりのコラム 三浦市に適している樹木

本市では、本市に生育しているもの、又は生育条件からみて植栽可能な樹木が「三浦市に適している樹木」として選定されています。

これは、三浦市まちづくり条例や風致地区条例などで対象となる行為（公園の整備、建築物の新築、増築、改築又は移転、土地の形質の変更など）の申請時に参考としていただき、本市に適したみどりが広がっていくよう定められたものです。

「三浦市に適している樹木」には、高木、中木、低木、地被植物、常緑のもの、落葉のもの、花の美しいもの、実がなるものなど、多様な樹木や草花がリストアップされています。ここでは、その一部をご紹介します。



ヤマモモ



センリョウ



ヤブコウジ



ウメ

#### 三浦市に適している樹木(住宅地)

高木	常緑	クロマツ、マキ、ヤマモモ、スタシイ、クロガネモチ、モチノキ、シラカシ
	落葉	イロハモミジ、カシワ、コブシ、ケヤキ、ヤマホウウシ
中木	常緑	ウバメガシ、カクレミノ、イヌガヤ、モッコク、ユズリハ、カナメモチ、ヒサカキ、ツバキ
	落葉	ウメ、ナツツバキ、マメザクラ、ハナミズキ
低木	常緑	センリョウ、アオキ、アセビ、イヌツゲ、キンモクセイ、サツキ、シンジョウゲ、チャノキ、ナンテン、ハマヒサカキ、ヤツテ、ヒイラギナンテン、ツツジ、クチナシ、クサツグ
	落葉	アジサイ、ウメモドキ、クロモジ、サンショウ、トウダツツジ、ニシキギ、ハイカウツギ、マンサク、ムラサキシキブ、ハナカイトウ、シモツク
地被		ヤブコウジ、シャガ、ユキシタ、ツツジ、エビネ、キボウシ、リュウノヒゲ、ヤブラン、シュラン、ハラン、オカメザサ、クマザサ、チゴザサ、オカメナンテン、こうらい芝、ハマユウ

生垣	常緑	カナメモチ(ハニカナメモチ)、サザンカ、カイズカイブキ、キンモクセイ、クチナシ、ヒラカンサ、ゲッケイジュ、シンジョウゲ、ニオイハ、ウバメガシ、イヌツゲ(キンメツグ、マメツグ)、マサキ(キンギン)、トウネズミモチ、マルバヒイラギ、マキ、キャラホク、アセビ、ハマヒサカキ
	落葉	トウダツツジ、オウバイ、ナツクミ、ムクゲ

## 4 みんなで取り組む

### (1) 連携を強化する

#### 【施策方針】

#### 市民と行政の連携を強化する

#### 【個別施策】

##### 緑の市民会議の開催（ 3-1 ）

- ・ 地域の自然環境の保護や緑化活動を進めている市民団体や関係者が集まる「緑の市民会議」を定期的を開催し、各組織相互の情報共有と連携の強化を図ります。



緑の市民会議

##### みどりの活動団体等の支援・育成（ 3-2 ）

- ・ 庁内各組織間の調整を図りながら、地域の緑化に自主的に取り組んでいる市民団体との連携と定期的な情報交換を進め、団体への支援の充実を図ります。

##### 学校との連携の推進（ 3-3 ）

- ・ 地域の緑化活動等、環境教育について市内の学校との連携を推進します。
- ・ 市内の小学校、中学校については、グラウンド等の開放や災害時の避難場所として、活用を継続します。

#### 【施策方針】

#### 関係機関との連携を強化する

#### 【個別施策】

##### 関係機関との連携と事業の推進（ 3-4 ）

- ・ 多摩・三浦丘陵を有する13の自治体が連携し設置する、多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォームに参画し、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わりなどの観点から、相互の課題を認識し、丘陵の保全に必要な政策を広域的かつ効果的に検討していきます。
- ・ 関係機関との連携の強化を図りながら、本計画に基づき各種事業を推進し、計画的なみどりの保全と創出に取り組みます。

## (2) 普及・啓発を進める

### 【施策方針】

### みどりの魅力をPRする

#### 【個別施策】

##### エコツーリズムの推進（ 3-5）

- ・緑地や干潟、その他自然環境が良好な場所においては、自然観察会を開催するなど、その魅力を発信します。また、小網代の森については、神奈川県、公益財団法人かながわトラストみどり財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議と連携し活用を図ります。
- ・来訪者向けに、農業体験や漁業体験などの様々なアクティビティを案内しており、「作り物ではない本物の体験」を売りとしたメニューを提供するなど、エコツーリズムの推進を図ります。



小網代の森での環境学習

##### 広報・ホームページの活用（ 3-6）

- ・市ホームページや SNS、花とみどりのつどいやみうら市民まつりなどのイベントにおいて、みどりの活動についての積極的な情報発信を進めます。



三浦市ホームページ

##### 各種媒体を用いた情報提供（ 3-7）

- ・小網代の森など、本市の自然や自然保護に対する活動等について、市ホームページや SNS を活用して積極的な情報提供を図り、みどりの三浦ブランドの形成を図ります。



小網代の森

## 【施策方針】

### みどりに親しむ活動を進める

#### 【個別施策】

##### 子どもたちとの活動の推進（ 3-8 ）

- ・ 県や NPO など関係機関と協力しながら、小網代の森をはじめとする自然環境が良好な場所での観察会などの取組を継続し、三浦の豊かな自然やみどりへの理解や愛着を深める機会の創出に努めます。

##### 緑化教育の推進（ 3-9 ）

- ・ 市民を対象とした、自然観察会や寄せ植え教室などにより、自然やみどりに触れる機会を提供し、緑化教育の推進に努めます。



自然観察会 名向崎緑地

##### クリーンアッププロジェクトの推進（ 3-10 ）

- ・ クリーンアッププロジェクト「クリーンアップ三浦」の支援を通じて、日常的な環境美化意識の定着を図ります。

##### コンクール・表彰等の検討（ 3-11 ）

- ・ 緑の市民会議によるみうら市民まつりへの出展など、みどりの普及啓発を継続するとともに、新たなイベントの開催等による効果的な緑化普及策を検討します。

##### 市の木、市の花、市の鳥の普及（ 3-12 ）

- ・ 本市の自然やみどりのシンボルとして制定されている市の花「はまゆう」、市の木「くろまつ」、市の鳥「うみう」について、インターネット、SNS 等により普及を図ります。



市の木 クロマツ

##### 緑化推奨木の普及（ 3-13 ）

- ・ 緑化の奨励木として定めている「三浦市に適している樹木」(樹木、地被)について、インターネット、SNS、広報等により普及を進めるとともに、三浦らしいみどりの風土づくりを推進します。

### (3) 制度を充実する

#### 【施策方針】

#### 支援制度の充実を図る

##### 【個別施策】

##### 市民協働の活動支援（3-14）

- ・緑化ボランティアの活動や緑の市民会議などの市民協働の取組に対する支援を継続するとともに、新たな市民協働体制についても検討します。

##### みどりに関する財源の確保（3-15）

- ・緑化の推進や緑地の保全の必要性から、新たな制度の創設や既存の制度の廃止等について検討を進めるとともに、国や県等の諸制度の活用についても検討し、支援策の充実を図ります。
- ・三浦市のみどりのために協力していただける企業のCSR活動やふるさと納税制度、クラウドファンディング等についても活用を図ります。



三浦市ホームページより

#### 【施策方針】

#### 基金を活用する

##### 【個別施策】

##### みどり基金の充実（3-16）

- ・みどり基金の財源を確保するとともに、三浦のみどり基金条例施行規則に示されている緑地の保全や緑化の推進に関する事業について、優先度合いを勘案して基金の有効活用を図ります。

#### 【施策方針】

#### 条例の充実を図る

##### 【個別施策】

##### みどりの条例の充実（3-17）

- ・三浦のみどりの条例については、計画を実現するための内容を必要に応じて盛り込むことを検討し、本市のみどりのまちづくり推進のために有効に機能する条例としてその充実を図ります。



## みどりのコラム 自然に親しもう

本市には豊かな自然があると言われていますが、あなたの思い浮かべる自然はどんな場所ですか？

アカテガニの住処となっている小網代の森、渡り鳥が飛来する小松ヶ池公園、断崖絶壁の勇壮な盗人狩、美しい砂浜が広がる三浦海岸、広大な大根畑などいろいろな場所がありそうです。

家族や友人たちと、お互いのお気に入りのみどりや自然について話をしてみてください。また、三浦の自然を紹介したパンフレットなどを手に取ってみてください。今まで知らなかったみどりや生きもののことに興味がわくかもしれません。

今、気候変動による温暖化や生物多様性の損失など、様々な問題が生じています。これらに対応するため、みどりと共生し、保全・育成しながら次世代に伝えていくことは私たちの責務であり、市では様々な取組を進めています。

みどりは、私たちに多くの恵みを与えてくれます。私たちにできることは何でしょうか。まず、外に出て、自然とふれあってみましょう。また、様々な場所で開催されている自然観察会などに参加してみましょう。みなさまのご参加をお待ちしています！



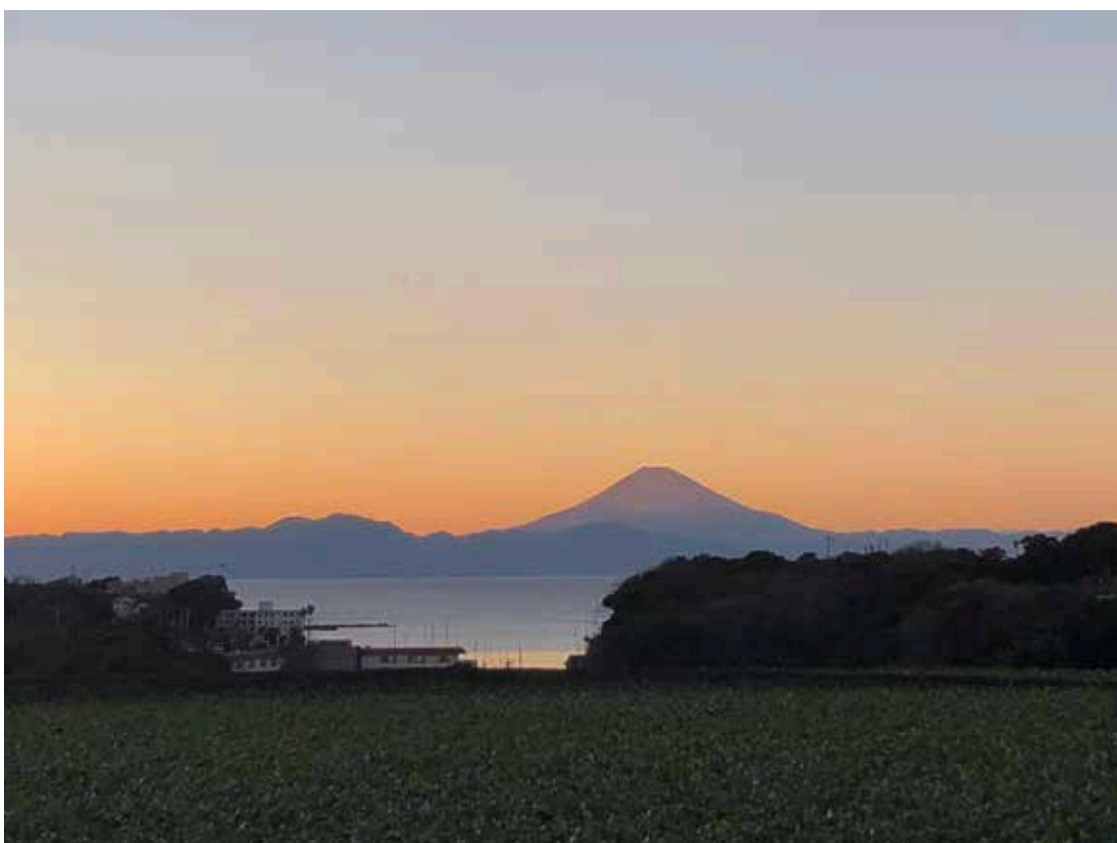
中学校の理科の副読本として作成された冊子です。三浦市ホームページで閲覧できます。校庭の植物や地層について解説がなされているほか、植物観察コースの紹介などもあります。



本計画の概要版です。三浦市のみどりの取組をまとめています。



安房埼灯台



諸磯から望む富士山